門真市定額減税補足給付金（不足額給付）

６年度定額減税補足給付金（不足額給付）で、給付額に不足が生じた人へ給付金を給付します。

対象

７年１月１日に門真市に住民票があり、不足額給付Ⅰまたは不足額給付Ⅱに該当する人

不足額給付Ⅰ

不足額給付の算定に際し、５年所得等を基にした推計額（６年分推計所得税）を用いて算定したことなどにより、６年分所得税及び定額減税の実績額などが確定したのちに本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

不足額給付Ⅱ

①、②、③のすべてを満たす人

①…６年分所得税及び６年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が０円

②…税制度上、「扶養親族」から外れてしまう青色事業専従者、事業専従者（白色）の人又は合計所得金額48万円超の人

③…低所得者世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない人

給付のお知らせが届いた人

対象	申請方法	発送時期	給付時期
門真市で給付要件を確認でき、口座を把握している人	原則不要	７月下旬	８月中旬（予定）

※振込先の変更を希望する人や受給を辞退する人、給付要件を満たさない可能性がある人は問い合わせ

給付確認書が届いた人

対象	申請方法	発送時期	給付時期
門真市で給付要件を確認できる次の人 ○門真市で口座を把握していない人 ○６年１月２日以降の転入者	振込口座などを確認・追記した上で返信用封筒で郵送 ※確認書に記載の口座に振込を希望する場合はオンライン同意可	８月上旬（予定）	確認書の受付またはオンライン申込後、約１カ月程度

※申請期限は10月31日㈮（消印有効）

申請をしていただく人

対象	申請方法	申請時期	給付時期
門真市で給付要件を満たしていることが確認できない人	給付要件の確認に必要な書類を添えて申請 ※必要書類については問い合わせ	８月12日㈫～10月31日㈮（消印有効）	申請書の受付後、約１～２か月程度

詳しくはこちら

問合先　給付金専用ダイヤル　☎０６(６９０２)６２８４
※受付は平日午前９時～午後５時30分

消費生活

くらしの講座に講師派遣

消費者被害の未然防止、拡大防止のため、市民の集まる場所で情報提供を行います。

とき　平日の午前10時～午後４時
※講義は45分～２時間程度
※そのほかの日時は要相談

ところ　市内で10人以上が集まる場所

内容　還付金詐欺、もうけ話、架空請求など

講師　消費生活相談員

費用　無料
※会場費などの諸経費は申込者が負担

問合先　消費生活センター　☎０６(６９０２)７２４９

申し込みはこちら

多重債務無料相談窓口

専門の相談員が解決方法をアドバイスします。

とき　平日の午前９時～正午、午後１時～午後５時

問合先　近畿財務局多重債務無料相談窓口　☎０６(６９４９)６５２３

福祉

心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスターを募集

障がいのある人とない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集します。入賞者には、知事からの賞状等を贈呈します。

対象・内容
○作文…縦書き４００字詰め原稿用紙で、小・中学生は２～４枚、高校生・一般は４～６枚
※点字や電子メールでの応募可
○ポスター…小・中学生のみ。B３画用紙または四つ切りサイズ画用紙
※縦長のみ

申込方法　９月２日㈫までに郵送（必着）または平日に持参

応募先・問合先
〒５４０－８５７０
大阪市中央区大手前２丁目
府障がい福祉企画課
☎０６(６９４１)０３５１
FAX０６(６９４２)７２１５
✉ shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

老人福祉センターからのお知らせ

◆脳のトレーニング受講生を募集

とき　９月９日㈫・30日㈫、10月14日㈫・28日㈫、11月11日㈫・25日㈫、12月９日㈫　午前10時～11時30分

ところ　老人福祉センター

対象　市在住の60歳以上の人

費用　無料

申込方法　８月16日㈯までに直接または電話
※応募多数の場合は新規生優先で抽選

◆敬老カラオケ大会参加者を募集

とき　９月27日㈯午前10時から

ところ　老人福祉センター

対象　市在住の人

費用　無料

申込方法　８月１日㈮から老人福祉センターへ直接

申込・問合先　老人福祉センター　☎０６(６９０３)７７７１

人権

黙とうを捧げましょう

◆原爆死没者の慰霊と平和祈念の黙とうを

広島市は８月６日㈬、長崎市は９日㈯に原爆の日を迎えます。原爆死没者の慰霊と世界の恒久平和の実現を祈念して、家庭や職場で原爆投下時刻から１分間の黙とうをお願いします。

黙とう時間（１分間）
８月６日㈬午前８時15分
８月９日㈯午前11時２分

問合先　人権市民相談課　☎０６(６９０２)６０７９

◆戦没者を追悼し平和を祈念して黙とうを

８月15日㈮は、先の大戦においてお亡くなりになられた人々を追悼し平和を祈念するため、正午から１分間の黙とうをお願いします

黙とう時間（１分間）
８月15日㈮正午

問合先　福祉政策課　☎０６(６９０２)６０９３

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

法務局ではいじめや不登校など、こどもをめぐる人権問題について、インターネットやLINE、電話での相談を受け付けます。

とき　８月27日㈬～９月２日㈫
○平日…午前８時30分～午後７時
○土・日曜日…午前10時～午後５時

相談員　人権擁護委員、法務局職員

相談先
【こどもの人権１１０番】
☎０１２０(００７)１１０
【LINE公式アカウント】
@inejinkensoudan
【こどもの人権SOS－e－メール】
https://www.jinken.go.jp/kodomo

問合先　大阪法務局人権擁護部　☎０６(６９４２)９４９２

第44回人権啓発詩・読書感想文の募集

対象　府在住・在学の小・中学生、支援学校小・中学部生

募集テーマ　人権の大切さ、差別のない明るい社会を築くことの大切さなど

応募方法　８月29日㈮までに、インターネットから応募または郵送（必着）
※詳しくは府ホームページ参照

郵送・問合先
〒５７１－８５８５
「門真市役所」
人権市民相談課
☎０６(６９０２)６０７９

高額介護（予防）サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額認定）の支給要件が（80万→80.9万）一部変更

◆高額介護（予防）サービス費	
負担区分	利用者負担上限（１か月）
市町村民税世帯非課税かつ①公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80.9万円以下または②老齢福祉年金受給者 ※８月利用サービスから適用	世帯24,600円 （個人15,000円）

◆特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額認定）	
利用者負担段階	収入要件
第２段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入（非課税年金を含む。）かつその他の合計所得金額の合計額（以下「年金収入等」という。）が80.9万円以下
第３段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80.9万円超120万円以下

問合先　高齢福祉課　☎０６(６９０２)６３０１

８月の水道メーター取替　五月田町、沖町、宮前町、下島町、大池町、舟田町の各一部　施工業者　㈱星和建設工業　問合先　お客さまセンター　☎０６(６９０３)２１２２２